

# ダンス学科

## 中学校・高等学校教育職員免許状の取得

### 免許状取得に必要な科目単位及び修得方法

[注意] 編入生の場合は、単位修得方法が一人ひとり異なります。それぞれ学生支援課で確認してください。

#### ● 中学校・高等学校教諭一種免許状（保健体育）

1 基礎資格 ← 学士の学位を有すること  
(所定の単位を修得し、卒業すること)

2 必要単位数 ← 67 単位 + 8 単位

教科及び教職に関する科目… 67 単位

その他定められた科目…………… 8 単位

#### ● 教科及び教職に関する科目

免状法施行規則に定められた科目		本学対応科目		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	必要単位数	科目名	年次 単位
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	中 28 高 24	モダンダンス I	1 ①
			コンテンポラリーダンス I	1 ①
			体操	2 1
			器械運動	2 1
			陸上競技	2 1
			水泳	2 1
			バスケットボール	2 1
			バレーボール	2 1
			柔道	3 1
			学校教育ダンス	3 1
			ソフトボール	3 1
			スポーツ原論	1 ②
			スポーツ心理学	1 ②
			スポーツマネジメント	2 2
			スポーツ社会学	4 2
			スポーツ史	2 2
			スポーツ運動学	1 ②
			スポーツ生理学	1 ②
生理学 (運動生理学を含む。)	衛生学・公衆衛生学	2 2		
衛生学・公衆衛生学	学校保健	3 2		
学校保健 (小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	精神保健	3 2		
	救急処置法	2 2		
	保健科教育法 I	3 2		
	保健科教育法 II	3 2		
	体育科教育法 I	3 2		
	体育科教育法 II	3 2		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原論 (教育課程を含む)	2 2
	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)		教職論	1 2
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)		教育社会学	3 2
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育心理学	2 2
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		特別支援教育入門	3 2
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	中 10 高 8	道徳教育の理論と方法	2 2	
道徳の理論及び指導法		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	3 2	
総合的な学習 (探究) の時間の指導法		教育の方法と技術 (情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む)	2 2	
特別活動の指導法		生徒指導法 (進路指導を含む)	3 2	
教育の方法及び技術		教育相談	3 2	
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法				
生徒指導の理論及び方法				
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法				
教育実践に関する科目	教育実習	中 5 高 3	教育実習 (事前・事後指導を含む)	4 5
	教職実践演習	2	教職実践演習 (中・高)	4 2
大学が独自に設定する科目		中 4 高 12	本学では、「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」に含めて履修。	

合 計：67 単位 (全科目単位修得する)

(注意) 1. 単位数の○は卒業必修科目 2. 「教育実習」5 単位には「事前・事後指導 (1 単位)」を含む

## ● その他定められた科目（教育職員免許法施行規則による）

科目名	年次	単位	備考
日本国憲法	1	2	必修科目または免許必修科目として履修することになります
スポーツ運動学	1	2	
英語I(基礎) または英語I(初級) または英語I(中級)	1	2	
情報処理 I	1	2	

## ● 教育実習の派遣資格について

4年次で実施される教育実習（実習校実習）に参加するためには、2年次後期から始まる「事前・事後指導」の授業をすべて受講し、さらに下記の条件を満たさなければなりません。

科目名	年次	単位	修得区分	科目名	年次	単位	修得区分
モダンダンス I	1	1	○	教職論	1	2	○
コンテンポラリーダンス I	1	1	○	教育原論（教育課程を含む）	2	2	○
体操	2	1	○	教育心理学	2	2	○
器械運動	2	1	○	道徳教育の理論と方法	2	2	○
陸上競技	2	1	○	教育の方法と技術（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む）	2	2	○
水泳	2	1	○				
バスケットボール	2	1	○	特別支援教育入門	3	2	△
バレーボール	2	1	○	保健科教育法 I	3	2	○
スポーツ原論	1	2	○	保健科教育法 II ※ 1	3	2	△
スポーツ心理学	1	2	○	体育科教育法 I	3	2	○
スポーツ生理学	1	2	○	体育科教育法 II ※ 2	3	2	△
スポーツ運動学	1	2	○	教育社会学	3	2	△
衛生学・公衆衛生学	2	2	○	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	3	2	△
				教育相談	3	2	△
				生徒指導法（進路指導を含む）	3	2	△

【修得区分】 ○：3年次終了までに修得済

△：3年次終了時点で履修済（「D」「保留」は履修済として扱い、「放棄」は履修済とは扱わない。）

※ 1 「保健科教育法 II」は「保健科教育法 I」の単位を修得しなければ履修できない。

※ 2 「体育科教育法 II」は「体育科教育法 I」の単位を修得しなければ履修できない。

## ● 介護等の体験について

中学校教諭一種免許状を取得希望の学生は、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（介護等体験法）」の規定により、教育実習とは別に、定められた施設等で「介護等の体験」を行わなければなりません。

### 体験の概要

- ①事前指導は2年次後期から始まる「事前・事後指導」の中で説明等を行います。
- ②体験は3年次から卒業までの間に行います。
- ③体験は、7日間行います。この7日間の内訳は、定められた社会福祉施設等及び特別支援学校において行います。